2026年６月22日

不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書

不動産投資信託証券発行者名
大和証券リビング投資法人
代表者名　執行役員　　代田　英展
（コード：8986）

資産運用会社名
大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
代表者名　代表取締役社長　西垣　佳機
問合せ先　　ＴＥＬ．03－6757－9680

１．基本情報

（１）コンプライアンスに関する基本方針

大和証券リビング投資法人（以下「本投資法人」又は「ＤＬＩ」といいます。）の資産運用を受託する大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、コンプライアンスの不徹底が本投資法人及び当社の経営基盤を揺るがし得ることを十分に認識し、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置付けています。

【投資法人の運用体制におけるコンプライアンスの特徴】

本投資法人は、執行役員１名に対して、有識者（弁護士及び公認会計士）２名の監督役員により構成され、執行役員の職務の執行を監督する体制を整備しています。

【資産運用会社の運用体制におけるコンプライアンスの特徴】

①　コンプライアンスに関する事項

（イ）組織体制

資産運用会社は、取締役会を頂点に、コンプライアンス委員会（構成員５名のうち１名は弁護士、１名は税理士）、コンプライアンス・オフィサー、リスク管理・コンプライアンス部及び内部監査部によるコンプライアンス体制を構築しており、内部管理体制の充実及び権限・責任体制の明確化を図っています。

取締役会がコンプライアンスの推進に関する基本事項を決定し、取締役会から独立した機関であるコンプライアンス委員会がコンプライアンスに関する事項等に

ついて審議及び承認の決議を行います。そして、コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンスの統括者として、リスク管理・コンプライアンス部とともにコンプライアンス全般の企画・立案・推進を行い、コンプライアンスに係る問題を一元的に管理する体制となっています。

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの観点に照らし問題が発生している又は発生するおそれがあると判断したときは、関係部署等に対し必要な意見又は指示を行うことができます。なお、コンプライアンス・オフィサーは、金融商品取引業に関する事項について意見又は指示を行った場合は、その内容を取締役会へ報告します。また、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの推進状況について少なくとも１ヶ月に１回、及び必要のある都度、取締役会に報告することとしています。

内部監査部は、内部監査の統括者として内部監査を実施しています。

（ロ）コンプライアンス規程

資産運用会社は、コンプライアンス規程にてコンプライアンスに関する基本方針、組織体系、実施事項、遵守基準及び問題発生時の報告等、コンプライアンス体制に関する基本的事項について定めるとともに、コンプライアンス活動を実践するための役職員向けの具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを、コンプライアンスを実現するための具体的な実施計画としてコンプライアンス・プログラムを策定しています。

（ハ）コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス・プログラムの制定及び変更は、コンプライアンス・オフィサーによって立案され、コンプライアンス委員会での承認を経た上で、取締役会の決議により行われます。また、コンプライアンス・プログラムは、原則として、資産運用会社の事業年度ごとに策定され、必要に応じて随時見直されます。

（ニ）コンプライアンスに関する指導・研修

資産運用会社は、全役職員に対し、コンプライアンスの基本方針・遵守基準を徹底させることを目的とし、遵守すべき法令・諸規則の修得及び役職員が実践すべきコンプライアンス活動を徹底させるに足る内容をもって構成されるコンプライアンス指導・研修を推進しています。資産運用会社は、コンプライアンスに関する指導・研修がコンプライアンスを徹底するための重要な機能であることを認識し、コンプライアンス・オフィサーにその企画・推進を担わせています。

また、コンプライアンスの指導・研修に関する計画をコンプライアンス・プログラムに盛り込むこととしています。

②　内部監査に関する事項

資産運用会社は、内部監査部を設置しており、内部監査規程にて年度監査計画及び内部監査実施計画の策定、内部監査の実施方法、監査頻度並びに是正措置等の基本的事項について定めています。内部監査部は、資産運用会社の業務が法令及び社内諸規程等に則って適正に遂行されているかを内部監査にて確認するとともに、内部監査の結果に基づき各部に改善を指示し、かつ、その指示内容を取締役会に報告しています。

（2）投資主の状況

2026年3月31日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口口数（口）	比率（%）（注）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	該当事項はありません。	456,862	19.15
株式会社大和証券グループ本社	**（関係）** 資産運用会社に100%を出資する親会社であり、資産運用会社との間でスポンサー・サポート契約を締結しています。 **（出資の経緯）** 市場での取得及び2014年11月にアップルリンゴ･ベンチャーズ･ワン・リミテッドより市場外取引にて投資口を取得。	378,707	15.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	該当事項はありません。	336,281	14.09
野村信託銀行株式会社（投信口）	同上	104,595	4.38
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　ＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ　ＣＯＭＰＡＮＹ５０５１０３	同上	38,063	1.60
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　ＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ　ＣＯＭＰＡＮＹ５０５００１	同上	37,432	1.57
明治安田生命保険相互会社	同上	33,127	1.39
株式会社常陽銀行	同上	33,000	1.38
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　３８５７８１	同上	28,302	1.19
ＮＯＭＵＲＡ　ＢＡＮＫ　（ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ）　Ｓ．Ａ．　－　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ	同上	27,680	1.16
	上位10名合計	1,474,049	61.78

（注）比率とは、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第３位を四捨五入して記載しております。

（3）資産運用会社の大株主の状況

本書の日付現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数 (株)	比率 (%)　(注)
株式会社大和証券グループ本社	**(関係)** 資産運用会社に100%を出資する親会社であり、資産運用会社との間でスポンサー・サポート契約を締結しています。 **(出資の経緯)** 2009年７月、株式会社ダヴィンチ・セレクト（現 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社）の株式を100%取得。	20,000	100.0
	合計	20,000	100.0

(注) 比率とは、発行済株式の総株数に対する所有株式数の比率をいいます。

（4）投資方針・投資対象

本投資法人の2026年６月22日提出「有価証券報告書(第40期)」第一部【ファンド情報】第１【ファンドの状況】２【投資方針】（１）【投資方針】及び（２）【投資対象】をご参照下さい。

（4―2）テナントの選定基準に関する事項

本投資法人の2026年６月22日提出「有価証券報告書(第40期)」第一部【ファンド情報】第１【ファンドの状況】２【投資方針】（１）【投資方針】　④ 投資対象不動産にかかわる運用・管理方針（イ）賃貸住宅・ヘルスケア施設の共通事項　ｄ．テナント選定基準　をご参照下さい。

（5）海外不動産投資に関する事項

本書の日付現在、海外不動産投資を行う予定はありません。

（6）スポンサーに関する事項

① スポンサーの企業グループの事業の内容

株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ本社」ということがあります。）の2026年６月17日提出「有価証券報告書（第89期）」第一部【企業情報】第１【企業の概況】　３【事業の内容】及び４【関係会社の状況】をご参照下さい。

② スポンサーの企業グループとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況

資産運用会社と大和証券グループ本社は、2009年６月17日付でスポンサー・サポート契約（その後の変更を含みます。以下同じです。）を締結しており、大和証券グループ本社は、資産運用会社が運用に係る業務を受託する不動産投資法人及び不動産ファンド（以下「不動産投資法人等」といいます。）の持続的かつ安定的な成長を図ることを目的として、資産運用会社への物件等の情報その他の資産運用会社の運営に関連する情報で、大和証券グループ本社が資産運用会社又は不動産投資法人等にとって有用であると判断する情報を随時提供すること、資産運用会社の人材確保への協力を行うこと、ブリッジファンドの組成等に商業上合理的な範囲内で協力を行うこと、また、短期投資法人債を発行しようとする際に引受等を通じて資金調達に商業上合理的な範囲内で協力することに合意しています。

また、スポンサー・サポート契約に基づくスポンサー・サポートの一環として、大和証券グループ本社の100%子会社である大和証券リアルティ株式会社（以下「ＤＲＴ」ということがあります。）と資産運用会社は、2021年７月１日付でウェアハウジングに関する基本契約（現：パイプラインサポート等に関する基本契約。その後の変更を含みます。以下同じです。）を締結しました。

同契約に基づき、ＤＲＴは、パイプラインサポート機能（本投資法人の投資基準に適合する不動産等の物件情報の提供をいいます。）及びウェアハウジング機能（本投資法人への売却を出口戦略と想定しつつ、投資対象からの一定期間の収益を享受することを目的とした投資として、一定期間の保有を前提とした取得を行うことをいいます。）の提供を通じて、本投資法人の運用資産の拡大及び発展のために、本投資法人及び資産運用会社に対して、商業上合理的な範囲で協力します。また、同契約に基づき、ＤＲＴは、自ら物件情報を入手した場合であって、資産運用会社が資産の運用を受託する投資法人の投資基準に適合すると判断した場合、ＤＲＴが第三者との契約上の義務に違反することとなる場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該物件情報を遅滞なく資産運用会社に通知するものとされています。

また、同契約に基づき、ＤＲＴ及び資産運用会社は、ＤＲＴが自ら保有する物件（間接保有を含みます。以下「ＤＲＴ保有物件」といいます。）についてＤＲＴが資産運用会社に対してその裁量により取得の提案を行った場合や、資産運用会社の依頼を受けて両社で協議の上ウェアハウジング機能の提供のためにＤＲＴが取得（間接投資を含みます。以下同じです。）した物件（以下「ウェアハウジング物件」といいます。）について資産運用会社から売買条件の提案があった場合には、ＤＲＴは、資産運用会社との間で、ＤＲＴ保有物件又はウェアハウジング物件の売買条件につき誠実に協議を行うこととされ、かかる協議の結果、ＤＲＴ及び資産運用会社間で売買の基本条件について合意に至った場合、資産運用会社は当該合意に従い、本投資法人をして買付意向を記載した書面をＤＲＴ又はＤＲＴが指定する者に対して遅滞なく提出させるものとし、ＤＲＴは当該ＤＲＴ保有物件又は当該ウェアハウジング物件の取得に関する優先交渉権を本投資法人に付与することとされています。

さらに、本投資法人、資産運用会社及び国内の介護施設・病院への投資を行う大和太陽ＦＧＣヘルスケア株式会社（大和証券グループ本社が33%出資）は、本投資法人及び資産運用会社に対する不動産等の売却、不動産等に関する情報の提供等のため、パイプラインサポート契約を締結しています。

資産運用会社は、本投資法人のほか、上場のクローズド・エンド型不動産投資法人である大和証券オフィス投資法人（以下「ＤＯＩ」といいます。）、並びに非上場のオープン・エンド型不動産投資法人である大和証券レジデンシャル・プライベート投資法人（以下「ＤＲＰ」といいます。）、大和証券ホテル・プライベート投資法人（以下「ＤＨＰ」といいます。）及び大和証券ロジスティクス・プライベート投資法人（以下「ＤＬＰ」といいます。）の資産の運用を受託しています。ま

た、資産運用会社は、幅広い用途の不動産等を投資対象とする投資一任契約に基づく投資一任業務及び投資顧問契約に基づく投資助言業務も受託しています（以下、かかる業務の顧客を「その他ファンド等」といいます。）。ＤＯＩの投資対象は主たる用途をオフィス（他の用途に供されているものの、容易にオフィスに転用できる場合を含みます。）とする不動産等であり、ＤＨＰの投資対象は主たる用途を宿泊用施設（主たる用途が居住用施設であるものを宿泊用に提供するものを含みません。）とする不動産等であり、ＤＬＰの投資対象は主たる用途が物流の用に供され、又は供されることが可能な不動産等であるため、主たる用途を住居（以下「賃貸住宅」といいます。）又はヘルスケア施設（高齢者を入居・利用の対象とした介護施設及び居住施設（主たるタイプを有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とする建物並びにその他の高齢者施設・住宅を含みますが、これらに限られません。）並びに医療施設等をいいます。）とする不動産及びその不動産を裏付けとする特定資産を投資対象とする本投資法人との間で、原則、資産の賃貸借や取得又は処分等に関して利益相反が生じることはないものと考えられます。しかし、ＤＲＰの投資対象は主たる用途を居住用施設（高齢者を入居・利用の対象としたヘルスケア施設を除きます。また、他の用途に供されているものの、容易に居住用施設に転用できる場合を含みます。以下同じです。）とする不動産等であり、その他ファンド等も居住用施設（賃貸住宅）に投資する可能性がありますので、本投資法人とＤＲＰ、その他ファンド等との間で居住用施設（賃貸住宅）の運用に関して利益相反が生じ得ることから、資産運用会社においては、物件情報の配分に関するローテーション・ルールを設けることにより恣意的な物件情報の配分を防止しています。ローテーション・ルールの概要は、以下のとおりです。

＜居住用施設（賃貸住宅）の取得に関するローテーション・ルール＞

資産運用会社が居住用施設（賃貸住宅）の取得に関する物件情報を入手した場合は、不動産登記簿の記載に基づく建物の西暦竣工年次が奇数の物件は本投資法人を、西暦竣工年次が偶数の物件はＤＲＰを第１順位の優先検討権者とし、他方の投資法人を第２順位の優先検討権者とします。第１順位の投資法人が優先検討した結果、第１順位の投資法人が取得の優先権を行使しないことを当該投資法人に係る投資委員会で決議（優先権を行使しない理由を明確にすることを要します。）した物件については、第２順位の投資法人において取得することができます。第１順位及び第２順位の投資法人のいずれでも取得の優先権を行使しないと当該投資法人に係る投資委員会で決議された場合、その他ファンド等において取得することができます。

西暦竣工年次が奇数の場合	優先検討順位 第１順位：本投資法人 第２順位：ＤＲＰ 第３順位：その他ファンド等
西暦竣工年次が偶数の場合	優先検討順位 第１順位：ＤＲＰ 第２順位：本投資法人 第３順位：その他ファンド等

但し、以下の場合は、ローテーション・ルールの対象外とします。

（イ）物件の売主が、買主候補である投資法人（ブリッジファンド等（後記「２（２）③（イ）ｂ.業務分掌」に定義します。）を含みます。以下（ロ）（ハ）において同じです。）又はその他ファンド等をあらかじめ指定している場合

（ロ）投資法人又はその他ファンド等が共有、区分所有建物、受益権の準共有等の理由によって取得対象物件の一部について既に権利を有している場合

（ハ）投資法人又はその他ファンド等が取得対象物件に隣接する物件を既に有している場合、既存契約に反する行為となる場合など、特別な事情がある場合

上記に基づいて検討が行われた物件の取得については、その決定に先立つコンプライアンス委員会において、ローテーション・ルール及びその例外の適用の経緯及び検討結果（優先検討権者の優先権を行使しない理由の正当性を含みます。）について審議の上、承認を受けるものとしています。

２．投資法人及び資産運用会社の運用体制等

（１）投資法人

①　投資法人の役員の状況（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴	
執行役員	代田　英展	本投資法人の2026年６月22日提出「有価証券報告書(第40期)」第二部【投資法人の詳細情報】第１【投資法人の追加情報】２【役員の状況】をご参照下さい。	
補欠 執行役員	西垣　佳機	1992年４月 2004年５月 2006年２月 2007年３月 2008年３月 2008年11月 2010年５月 2011年２月 2012年４月 2013年10月 2014年４月 2017年４月 2019年４月 2021年６月 2022年４月 2025年４月	シティトラスト信託銀行株式会社　入社 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ　入社 株式会社ダヴィンチ・セレクト（現 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社）　転籍 同社　ＩＲ総合企画部長 同社　代表取締役社長 大和証券オフィス投資法人　執行役員 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社　代表取締役副社長 同社　代表取締役副社長　助言業務部長 同社　代表取締役副社長　ファンド運用部長 同社　代表取締役副社長　営業推進部長 兼 ファンド運用部長 同社　代表取締役副社長　ファンド運用部長 同社　代表取締役副社長　ファンド本部長 兼 ファンド運用部長 同社　代表取締役副社長　ファンド本部長 同社　代表取締役副社長　ファンド本部長 兼 サステナビリティ推進室長 同社　代表取締役社長　投資運用本部長 同社　代表取締役社長（現任）
監督役員	髙井　章光	本投資法人の2026年６月22日提出「有価証券報告書(第40期)」第二部【投資法人の詳細情報】第１【投資法人の追加情報】２【役員の状況】をご参照下さい。 なお、参照先記載の兼職のほか、利害関係のない兼職が１社あります。	
監督役員	蛭田　朝子 (注)	本投資法人の2026年６月22日提出「有価証券報告書(第40期)」第二部【投資法人の詳細情報】第１【投資法人の追加情報】２【役員の状況】をご参照下さい。 なお、参照先記載の兼職のほか、利害関係のない兼職が１社あります。	

（注）蛭田朝子の戸籍上の氏名は河内朝子です。

② 資産運用会社役職員と兼職する投資法人の役員の選任理由・兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏名	資産運用会社の役職名	選任理由・兼職理由	利益相反関係への態勢
西垣　佳機	代表取締役社長	本投資法人の業務について十分な知識を有しており、不測の事態により執行役員に就任した場合であっても、適切かつ円滑に業務を行っていくことが期待されるため。	本投資法人の執行役員に就任した場合、資産運用会社の役員を兼任することになりますが、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）により執行役員は投資法人に対して忠実義務及び善管注意義務を負います。 加えて、本投資法人の監督役員には外部の弁護士及び公認会計士が就任し、執行役員の職務の執行を監督しています。 また、資産運用会社は、金融商品取引法上、本投資法人に善管注意義務及び忠実義務を負うこととされております。資産運用会社の社内規程としても、「利益相反対策ルール」を定めており、利害関係者と取引を行う場合には、コンプライアンス・オフィサーによる審査並びにＤＬＩ投資委員会及びコンプライアンス委員会による審議に加え、全員出席の取締役会における全会一致の承認（但し、当該利害関係者の役職員を兼職している取締役は、当該審議において議決権を行使することができず、この行使することのできない議決権は、出席した取締役の議決権の数に算入しません。また、ＤＬＩ投資委員会及びコンプライアンス委員会の審議においても同様とします。）が求められる等、利益相反防止態勢を構築しています。

③ その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等（前②に記載された内容を除く）

該当ありません。

（2）資産運用会社

① 資産運用会社の役員の状況（本書の日付現在）

本投資法人の 2026 年 6 月 22 日提出「有価証券報告書(第 40 期)」第二部【投資法人の詳細情報】第４【関係法人の状況】１【資産運用会社の概況】（４） 【役員の状況】をご参照下さい。

② 資産運用会社の従業員の状況（本書の日付現在）

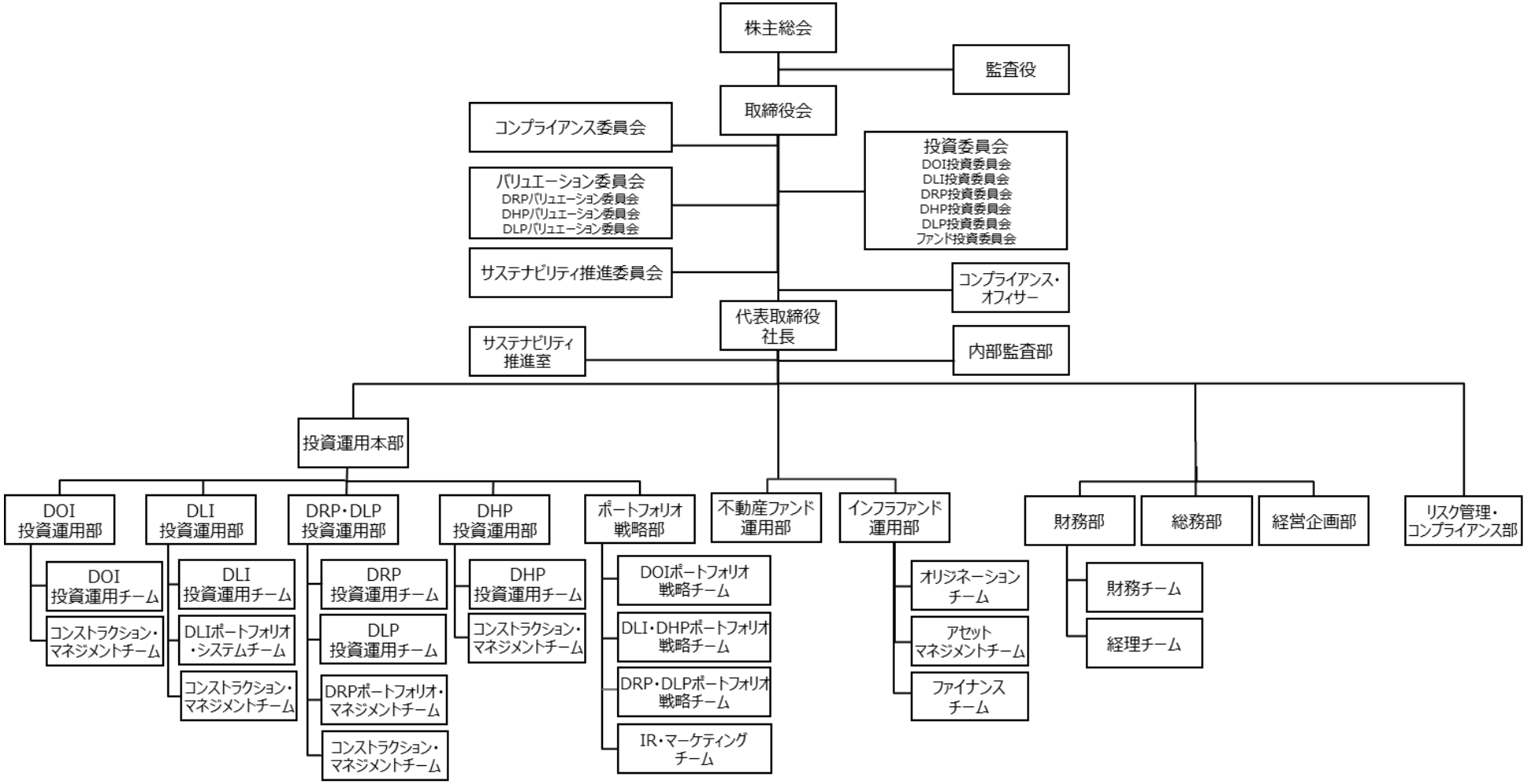
出向元		人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
	大和証券株式会社	23	―
	大和アセットマネジメント株式会社	1	―
出向者計		24	―
出向者以外		97	―
資産運用会社従業員総数		121	―

③ 投資法人及び資産運用会社の運用体制

本投資法人の資産運用は、資産運用委託契約により資産運用会社に委託しています。

（イ）資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は、以下のとおりです。

ａ．組織図



b．業務分掌

部署名	業務分掌
ＤＯＩ投資運用部	ＤＯＩ投資運用チーム ・ＤＯＩの投資に係る計画及び方針の立案 ・ＤＯＩに係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項 ・ＤＯＩの資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・ＤＯＩ、ＤＯＩに係るブリッジファンド等（資産運用会社が資産運用業務を受託している投資法人（今後組成予定のものを含みます。）から買付意向を記載した書面を受領している不動産私募ファンドその他の顧客であって、資産運用会社が投資一任業務、投資助言・代理業務又はその他の業務を受託するものをいいます。以下同じです。）（以下、ＤＯＩ及びＤＯＩに係るブリッジファンド等を総称して「ＤＯＩファンド等」といいます。）及びＤＲＴ（以下、ＤＯＩファンド等と総称して「ＤＯＩ等」といいます。）の資産（ＤＲＴの資産については、ＤＯＩ向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてＤＲＴが保有する資産に限ります。以下「ＤＯＩ投資運用部」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・ＤＯＩの資産管理計画（年次資産管理計画、中期資産管理計画及び資産管理計画書を総称します。以下同じです。）の策定及び変更に関する事項 ・ＤＯＩ等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・ＤＯＩ等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・ＤＯＩ等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・ＤＯＩの運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・新規の開発案件の検討に関する事項 ・ＤＯＩ等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項 ・ＤＯＩのＩＲ戦略立案に関する事項 ・その他付随する事項
	コンストラクション・マネジメントチーム ・ＤＯＩ等の資産（取得検討対象を含みます。）の工事計画の策定・提案及び工事の進捗管理等に関する事項 ・工事業者の選定 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
ＤＬＩ投資運用部 （※）	ＤＬＩ投資運用チーム ・ＤＬＩの投資に係る計画及び方針の立案

部署名	業務分掌
	・ＤＬＩに係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項 ・ＤＬＩの資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・ＤＬＩ、ＤＬＩに係るブリッジファンド等（以下、ＤＬＩ及びＤＬＩに係るブリッジファンド等を総称して「ＤＬＩファンド等」といいます。）及びＤＲＴ（以下、ＤＬＩファンド等と総称して「ＤＬＩ等」といいます。）の資産（ＤＲＴの資産については、ＤＬＩ向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてＤＲＴが保有する資産に限ります。以下「ＤＬＩ投資運用部」及び「ＤＬＩ投資委員会」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・ＤＬＩの資産管理計画の策定及び変更に関する事項 ・ＤＬＩ等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・ＤＬＩ等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・ＤＬＩ等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・ＤＬＩの運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・新規の開発案件の検討に関する事項 ・ＤＬＩ等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項 ・ＤＬＩのＩＲ戦略立案に関する事項 ・その他付随する事項
	ＤＬＩポートフォリオ・システムチーム ・ＤＬＩ等のポートフォリオの管理（賃貸借契約・入出金・工事データ等）に関する事項 ・その他付随する事項
	コンストラクション・マネジメントチーム ・ＤＬＩ等の資産（取得検討対象を含みます。）の工事計画の策定・提案及び工事の進捗管理等に関する事項 ・工事業者の選定 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
ＤＲＰ・ＤＬＰ 投資運用部	ＤＲＰ投資運用チーム ・ＤＲＰの投資に係る計画及び方針の立案 ・ＤＲＰに係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項 ・ＤＲＰの資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・ＤＲＰ、ＤＲＰに係るブリッジファンド等（以下、ＤＲＰ及びＤＲＰに係るブリッジファンド等を総称して「ＤＲＰファンド等」といいま

部署名	業務分掌
	す。）及びＤＲＴ（以下、ＤＲＰファンド等と総称して「ＤＲＰ等」といいます。）の資産（ＤＲＴの資産については、ＤＲＰ向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてＤＲＴが保有する資産に限ります。以下「ＤＲＰ・ＤＬＰ投資運用部」の「ＤＲＰ投資運用チーム」及び「コンストラクション・マネジメントチーム」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・ＤＲＰの資産管理計画の策定及び変更に関する事項 ・ＤＲＰ等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・ＤＲＰ等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・ＤＲＰ等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・ＤＲＰの運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・新規の開発案件の検討に関する事項 ・ＤＲＰ等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項 ・ＤＲＰのＩＲ戦略立案に関する事項 ・その他付随する事項
	ＤＬＰ投資運用チーム ・ＤＬＰの投資に係る計画及び方針の立案 ・ＤＬＰに係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項 ・ＤＬＰの資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・ＤＬＰ、ＤＬＰに係るブリッジファンド等（以下、ＤＬＰ及びＤＬＰに係るブリッジファンド等を総称して「ＤＬＰファンド等」といいます。）及びＤＲＴ（以下、ＤＬＰファンド等と総称して「ＤＬＰ等」といいます。）の資産（ＤＲＴの資産については、ＤＬＰ向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてＤＲＴが保有する資産に限ります。以下「ＤＲＰ・ＤＬＰ投資運用部」の「ＤＬＰ投資運用チーム」及び「コンストラクション・マネジメントチーム」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・ＤＬＰの資産管理計画の策定及び変更に関する事項 ・ＤＬＰ等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・ＤＬＰ等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・ＤＬＰ等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・ＤＬＰの運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・新規の開発案件の検討に関する事項 ・ＤＬＰ等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項

部署名	業務分掌
	・ＤＬＰのＩＲ戦略立案に関する事項 ・その他付随する事項
	ＤＲＰポートフォリオ・マネジメントチーム ・ＤＲＰ等のポートフォリオの管理（賃貸借契約・入出金・工事データ等）に関する事項 ・その他付随する事項
	コンストラクション・マネジメントチーム ・ＤＲＰ等及びＤＬＰ等の資産（取得検討対象を含みます。）の工事計画の策定・提案及び工事の進捗管理等に関する事項 ・工事業者の選定 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
ＤＨＰ投資運用部	ＤＨＰ投資運用チーム ・ＤＨＰの投資に係る計画及び方針の立案 ・ＤＨＰに係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項 ・ＤＨＰの資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・ＤＨＰ、ＤＨＰに係るブリッジファンド等（以下、ＤＨＰ及びＤＨＰに係るブリッジファンド等を総称して「ＤＨＰファンド等」といいます。）及びＤＲＴ（以下、ＤＨＰファンド等と総称して「ＤＨＰ等」といいます。）の資産（ＤＲＴの資産については、ＤＨＰ向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてＤＲＴが保有する資産に限ります。以下「ＤＨＰ投資運用部」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・ＤＨＰの資産管理計画の策定及び変更に関する事項 ・ＤＨＰ等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・ＤＨＰ等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・ＤＨＰ等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・ＤＨＰの運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・新規の開発案件の検討に関する事項 ・ＤＨＰ等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項 ・ＤＨＰのＩＲ戦略立案に関する事項 ・その他付随する事項
	コンストラクション・マネジメントチーム

部署名	業務分掌
	・ＤＨＰ等の資産（取得検討対象を含みます。）の工事計画の策定・提案及び工事の進捗管理等に関する事項 ・工事業者の選定 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
ポートフォリオ 戦略部	ＤＯＩポートフォリオ戦略チーム ・ＤＯＩのポートフォリオに係る戦略の策定 ・ＤＯＩの資産の取得、処分及び入替えに係る戦略の策定 ・ＤＯＩの投資口の発行等によるＤＯＩファンド等の資金調達に係る戦略の策定 ・ＤＯＩの資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る分析及び調査 ・ＤＯＩファンド等のポートフォリオに関する予算・実績の管理 ・ＤＯＩの投資口の発行等によるＤＯＩファンド等の資金調達に関する事項 ・ＤＯＩファンド等のディスクロージャーに関する事項 ・ＤＯＩの広報に関する事項 ・ＤＯＩファンド等の決算に関する事項 ・ＤＯＩファンド等の経理に関する事項 ・ＤＯＩファンド等の金銭の分配に関する事項 ・ＤＯＩファンド等の会計監査に関する事項 ・ＤＯＩファンド等の計算書類の作成に関する事項 ・ＤＯＩファンド等の予算、実績の管理 ・その他付随する事項
	ＤＬＩ・ＤＨＰポートフォリオ戦略チーム ・ＤＬＩ、ＤＨＰのポートフォリオに係る戦略の策定 ・ＤＬＩ、ＤＨＰの資産の取得、処分及び入替えに係る戦略の策定 ・ＤＬＩ、ＤＨＰの投資口の発行等によるＤＬＩファンド等及びＤＨＰファンド等の資金調達に係る戦略の策定 ・ＤＬＩ、ＤＨＰの資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る分析及び調査 ・ＤＬＩファンド等、ＤＨＰファンド等のポートフォリオに関する予算・実績の管理 ・ＤＬＩ、ＤＨＰに係る投資口の発行等によるＤＬＩファンド等、ＤＨＰファンド等の資金調達に関する事項 ・ＤＬＩファンド等、ＤＨＰファンド等のディスクロージャーに関する事項 ・ＤＬＩ、ＤＨＰの広報に関する事項

部署名	業務分掌
	・ＤＬＩファンド等、ＤＨＰファンド等の決算に関する事項 ・ＤＬＩファンド等、ＤＨＰファンド等の経理に関する事項 ・ＤＬＩファンド等、ＤＨＰファンド等の金銭の分配に関する事項 ・ＤＨＰの投資口に係る基準価額算定及び払戻しに関する事項 ・ＤＬＩファンド等、ＤＨＰファンド等の会計監査に関する事項 ・ＤＬＩファンド等、ＤＨＰファンド等の計算書類の作成に関する事項 ・ＤＬＩファンド等、ＤＨＰファンド等の予算、実績の管理 ・その他付随する事項
	ＤＲＰ・ＤＬＰポートフォリオ戦略チーム ・ＤＲＰ、ＤＬＰのポートフォリオに係る戦略の策定 ・ＤＲＰ、ＤＬＰの資産の取得、処分及び入替えに係る戦略の策定 ・ＤＲＰ、ＤＬＰの投資口の発行等によるＤＲＰファンド等及びＤＬＰファンド等の資金調達に係る戦略の策定 ・ＤＲＰ、ＤＬＰの資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る分析及び調査 ・ＤＲＰファンド等、ＤＬＰファンド等のポートフォリオに関する予算・実績の管理 ・ＤＲＰ、ＤＬＰの投資口の発行等によるＤＲＰファンド等、ＤＬＰファンド等の資金調達に関する事項 ・ＤＲＰファンド等、ＤＬＰファンド等のディスクロージャーに関する事項 ・ＤＲＰ、ＤＬＰの広報に関する事項 ・ＤＲＰファンド等、ＤＬＰファンド等の決算に関する事項 ・ＤＲＰファンド等、ＤＬＰファンド等の経理に関する事項 ・ＤＲＰファンド等、ＤＬＰファンド等の金銭の分配に関する事項 ・ＤＲＰ、ＤＬＰの投資口に係る基準価額算定及び払戻しに関する事項 ・ＤＲＰファンド等、ＤＬＰファンド等の会計監査に関する事項 ・ＤＲＰファンド等、ＤＬＰファンド等の計算書類の作成に関する事項 ・ＤＲＰファンド等、ＤＬＰファンド等の予算、実績の管理 ・その他付随する事項
	ＩＲ・マーケティングチーム ・投資法人の投資家マーケティングに関する事項 ・ＤＲＰ、ＤＨＰ及びＤＬＰの投資証券の発行・受渡事務に関する事項 ・投資法人及びそのブリッジファンド等（以下「投資法人等」といいます。）のＩＲの実施

部署名	業務分掌
	・投資法人の投資主総会の運営に関する事項 ・その他付随する事項
不動産ファンド運用部	私募ファンドの組成、新規投資案件獲得に関する下記の事項 新規投資案件獲得に係る対象資産は、不動産及びその信託受益権又はこれらを投資対象とするＳＰＣの発行する匿名組合等の出資持分とし、私募ファンドの運用スキームは、助言スキーム及び投資一任スキームを含みます。 ・資産運用会社の受託業務に関するマーケティング活動 ・私募ファンドの企画・設立に関する事項 ・私募ファンドの投資方針の立案 ・投資家マーケティングに関する事項 ・新規投資案件の取得に関する事項 ・新規投資案件のアセット・マネジメント契約の締結に関する事項 ・新規投資案件取得時の収支計画策定に関する事項 ・新規投資案件の資金調達に関する事項 ・その他私募ファンドの組成及び新規投資案件獲得に係る業務全般に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項 私募ファンド及びＳＰＣの期中運用に関する下記の事項 ・賃貸、管理、補改修及び運営に関する事項 ・賃借等の代理又は媒介業務に関する事項 ・賃借人に係る与信管理に関する事項 ・保険の付保に関する事項 ・投資家対応に関する事項の統括 ・期中管理に係る貸付人対応に関する事項 ・資産の処分に関する事項 ・資産の入替計画に関する事項 ・その他私募ファンド及びＳＰＣの期中運用に係る業務全般に関する事項 ・第二種金融商品取引業に関する事項（投資助言業務等に係る顧客資産の媒介、ＳＰＣの私募の取扱い及び当部で担当する私募ファンド並びに他部からの依頼に基づく私募の取扱い）

部署名	業務分掌
	・私募ファンドの保有資産の収支計画策定に関する事項 ・私募ファンドの収支計画策定に関する事項 ・期中管理に係る貸付人対応に関する事項の統括 ・投資家対応に関する事項 ・経理・資金管理・予実管理に関する事項 ・決算に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
インフラファンド運用部	オリジネーションチーム 私募ファンドの組成、新規投資案件獲得に関する下記の事項 新規投資案件獲得に係る対象資産は、インフラ資産及びその信託受益権又はこれらを投資対象とするＳＰＣの発行する匿名組合等の出資持分とし、私募ファンドの運用スキームは、助言スキーム及び投資一任スキームを含みます。 ・資産運用会社の受託業務に関するマーケティング活動 ・私募ファンドの企画・設立に関する事項 ・私募ファンドの投資方針の立案 ・投資家マーケティングに関する事項 ・新規投資案件の取得に関する事項 ・新規投資案件のアセット・マネジメント契約の締結に関する事項 ・新規投資案件取得時の収支計画策定に関する事項 ・新規投資案件の資金調達に関する事項 ・その他私募ファンドの組成及び新規投資案件獲得に係る業務全般に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
	アセットマネジメントチーム 私募ファンド及びＳＰＣの期中運用に関する下記の事項 ・賃貸、管理、補改修及び運営に関する事項 ・賃借等の代理又は媒介業務に関する事項 ・賃借人に係る与信管理に関する事項 ・保険の付保に関する事項

部署名	業務分掌
	・投資家対応に関する事項の統括 ・期中管理に係る貸付人対応に関する事項 ・資産の処分に関する事項 ・資産の入替計画に関する事項 ・その他私募ファンド及びＳＰＣの期中運用に係る業務全般に関する事項 ・第二種金融商品取引業に関する事項（投資助言業務等に係る顧客資産の媒介、ＳＰＣの私募の取扱い及び当部で担当する私募ファンド並びに他部からの依頼に基づく私募の取扱い） ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
	ファイナンスチーム 私募ファンド及びＳＰＣの期中運用に関する下記の事項 ・私募ファンドの保有資産の収支計画策定に関する事項 ・私募ファンドの収支計画策定に関する事項 ・期中管理に係る貸付人対応に関する事項の統括 ・投資家対応に関する事項 ・経理・資金管理・予実管理に関する事項 ・決算に関する事項 ・海外ファンド運用及び運用業者との連携に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第３項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
財務部	財務チーム ・借入れ及び債券の発行による投資法人等の資金調達に関する事項 ・投資法人等のＡＬＭ（注）に関する事項 ・投資法人等の余資運用に関する事項 ・投資法人等の資金管理に関する事項 ・その他付随する事項 （注）「ＡＬＭ」とはAsset Liability Managementの略であり、市場金利に対する資産・負債の価値変動のリスク管理を意味します。以下同じです。

部署名	業務分掌
	経理チーム ・資産運用会社の経理に関する事項 ・資産運用会社の財務に関する事項 ・一任運用ファンド及び助言私募ファンドの顧客の管理に関する事項 ・助言業務の私募ファンド投資家向け業務（助言業務の投資家のために行う報告業務に関する事項、助言業務の投資家が投資に関連して行う事務に係る補助及び代行に関する事項） ・第二種金融商品取引業に係る管理業務 ・その他付随する事項
総務部	・文書管理に関する事項 ・システム管理に関する事項 ・人事、労務に関する事項 ・その他付随する事項
経営企画部	・投資環境の調査分析 ・投資法人の経営課題に関する分析管理 ・新規業務の開始準備に関する事項 ・監督官庁等との折衝に関する事項 ・法令に基づく各種の許認可、承認、登録及び報告等に関する事項 ・法律問題全般に関する調査研究及び助言 ・投資法人の役員会の運営に関する事項 ・株主総会、取締役会及び各種委員会（サステナビリティ推進委員会を除きます。）の運営に関する事項 ・グループ会社との連携に関する事項 ・規程改廃の管理に関する事項 ・その他付随する事項
サステナビリティ推進室	・資産運用会社並びに投資法人等、一任運用ファンド及び助言顧客（以下これらを総称して「ファンド等」といいます。）のサステナビリティに関する経営方針、戦略及び体制に関する事項 ・投資環境におけるサステナビリティに関する調査分析 ・資産運用会社及びファンド等のサステナビリティ関連のディスクロージャーに関する事項 ・資産運用会社及びファンド等のサステナビリティ関連施策の立案及び推進 ・サステナビリティ推進委員会の運営に関する事項

部署名	業務分掌
	・資産運用会社及びファンド等におけるサステナビリティ関連研修の実施 ・ファンド等（その保有物件を含みます。）の環境認証の取得に関する事項 ・その他付随する事項
リスク管理・ コンプライアンス部	・リスク管理に関する事項 ・投資法人及び資産運用会社のリスク管理の統括 ・コンプライアンス全般の企画・立案・推進に関する事項 ・訴訟行為等に関する情報の収集、一元管理 ・苦情処理に関する事項 ・その他付随する事項
内部監査部	・内部監査に関する事項 ・監査役の業務の補佐に関する事項 ・監査役から委嘱された業務に関する事項 ・その他付随する事項
コンプライアンス・ オフィサー	・社内のコンプライアンス（法令等遵守）に関する事項の統括 ・社内のコンプライアンス体制の確立及び法令等を尊重する企業風土の醸成 ・コンプライアンス関連規程（コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等）の立案、整備 ・コンプライアンスに関する指導及び研修の実施 ・コンプライアンス委員会の運営に関する事項 ・コンプライアンス委員会及び投資委員会における審議事項の事前審査 ・オブザーバーとしての投資委員会への出席 ・日常業務におけるコンプライアンス状況についての検証 ・法令違反等のコンプライアンス上の問題の調査等 ・苦情対応の処理、各部署への改善指示等 ・第二種金融商品取引業に係る審査業務 ・情報管理に関する事項 ・その他付随する事項

※本投資法人のヘルスケア施設の運用に関して、資産運用会社は、ヘルスケア施設セクターに特化した投資運用を行ってきたＡＩＰヘルスケアジャパン合同会社と、ヘルスケア施設の運用等に関するアドバイザリー契約を締結し、ヘルスケア施設セクターの取得候補物件の選定・情報提供、管理及び運営並びにオペレーターとの協働等に関するアドバイスを受けています。

（ロ）本投資法人の運用に関わる委員会の概要は以下のとおりです。

ａ．ＤＬＩ投資委員会

委員	代表取締役社長（委員長）、取締役（取締役会で選定した者に限ります。）、ＤＬＩ投資運用部長、ポートフォリオ戦略部長、コンプライアンス・オフィサー（注）、内部監査部長（注）、取締役会で選定した社内外の専門家（注）
審議・決議内容	本投資法人に関する以下の事項についての審議及び決議 ・投資法人資産運用業に関する運用方針、投資方針及び運用管理の計画に関する事項（運用ガイドライン（「利益相反対策ルール」を含みます。）、中期資産管理計画及び年次資産管理計画の策定及び変更） ・投資法人資産運用業における資産の取得及び売却に関する事項 ・取引中の委託先以外とのプロパティ・マネジメント契約の締結 ・投資法人資産運用業に係る運用評価 ・1,000万円を超える諸外部委託契約の締結 ・「利益相反対策ルール」に定める取引に関する事項 ・本投資法人の資金調達及びＡＬＭに関する事項 ・本投資法人の金銭の分配に関する事項 ・本投資法人の資金管理（余資運用を含みます。）に関する事項 ・本投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人の選定及び契約締結に関する事項 ・本投資法人の情報開示方針の策定及び変更 ・その他付随する業務に関する事項
審議方法等	・定足数は、議決権者の３分の２とします。 ・決議は、出席した議決権者の全会一致によるものとします。

(注) コンプライアンス・オフィサー及び内部監査部長は、オブザーバーとしてＤＬＩ投資委員会に参加しますが、議案に関し議決権を有しません。また、取締役会で選定した社内外の専門家は、議決権を有する場合と有さない場合があります。

b．コンプライアンス委員会

委員	コンプライアンス・オフィサー（委員長）、取締役（取締役会で選定した者に限ります。）、コンプライアンスに精通した社外専門家（注１）、内部監査部長（注２）
審議・決議内容	投資法人の以下の事項に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議 ・投資法人資産運用業に関する運用方針、投資方針及び運用管理の計画に関する事項（運用ガイドライン（「利益相反対策ルール」を含みます。）、中期資産管理計画及び年次資産管理計画の策定及び変更） ・投資法人資産運用業における資産の取得及び売却に関する事項 ・取引中の委託先以外とのプロパティ・マネジメント契約の締結 ・1,000 万円を超える諸外部委託契約の締結 ・「利益相反対策ルール」に定める取引に関する事項 ・投資法人の資金調達及びＡＬＭに関する事項 ・投資法人の金銭の分配に関する事項 ・投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人の選定及び契約締結に関する事項 ・投資法人の重要な会計方針の変更に関する事項 ・投資法人の会計監査人の選任議案及び契約締結に関する事項 ・投資法人の情報開示方針の策定及び変更 一任運用ファンドの以下の事項に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議 ・資産管理計画の策定及び変更 ・利害関係者以外の者からの資産の取得及び資産の売却に関する事項 ・利害関係者からの資産の取得及び利害関係者への資産の売却等に関する事項 ・取引中の委託先以外とのプロパティ・マネジメント契約の締結 ・「利益相反対策ルール」に定める取引に関する事項 ・財務方針・計画の策定及び資金調達に関する事項 ・配当に関する事項 ・計算書類・附属明細書の承認 ・重要な会計方針の変更に関する事項 ・会計監査人の選任議案及び契約締結に関する事項 ・情報開示方針の策定及び変更 ・投資家の勧誘方針の策定及び変更

	・投資一任契約の締結及び解約に関する事項 ・その他重要な契約の締結及び解約に関する事項 ・その他付随する業務に関する事項 但し、上記にかかわらず、運用対象資産の売却が完了し、出資者との匿名組合契約等が終了したファンドにおける財務を含む管理業務に関する手続は財務部長が、資産その他に関する手続は不動産ファンド運用部長又はインフラファンド運用部長が決裁します。 資産運用会社の以下の事項に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議 ・コンプライアンス及びコンプライアンス体制に関する事項 ・弊害防止に関する事項 ・リスク管理に関する事項 ・諸規程・規則等の制定及び改廃に関する事項（監査役監査規程及び内部監査規程を除きます。） ブリッジファンド（資産運用会社が各投資法人から買付意向を記載した書面をファンド組成時に受領しており、資産運用会社が投資一任業務、投資助言・代理業務又はその他の業務を受託している不動産私募ファンドをいいます。）の資産運用に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議 ・資産の賃貸、管理及び工事に関する方針・計画に関する事項 ・取引中の委託先以外とのプロパティ・マネジメント契約の締結 ・「利益相反対策ルール」に定める取引に関する事項 ・財務方針・計画の策定及び資金調達に関する事項 ・配当に関する事項 ・計算書類・附属明細書の承認 ・重要な会計方針の変更に関する事項 ・会計監査人の選任議案及び契約締結に関する事項 ・情報開示方針の策定及び変更 ・投資家の勧誘方針の策定及び変更 ・アセットマネジメント契約の締結及び解約に関する事項 ・その他重要な契約の締結及び解約に関する事項 ・弊害防止に関する事項 ・その他付随する業務に関する事項

	その他事項に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議 ・資産運用委託契約の締結及び解約に関する事項 ・訴訟行為等に関する事項 ・その他コンプライアンス・オフィサーが随時定めるコンプライアンスに関する事項 ・その他付随する業務に関する事項
審議方法等	・定足数は、委員全員を原則とし、コンプライアンス・オフィサーがやむを得ない事情があると判断する場合にのみ、議決権者の３分の２とします。但し、コンプライアンス・オフィサー及び最低１名のコンプライアンスに精通した社外専門家は必ず出席するものとします。 ・決議は、出席した議決権者の全会一致によるものとします。

（注１）本書の日付現在、社外専門家は、弁護士の資格を有する社外専門家（１名）及び税理士の資格を有する社外専門家（１名）です。

（注２）内部監査部長は、オブザーバーとしてコンプライアンス委員会に参加しますが、議案に関し議決権を有しません。

ｃ．サステナビリティ推進委員会

委員	代表取締役社長（最高責任者）、常勤取締役（内部監査担当常勤取締役を除きます。）、各執行責任者、サステナビリティ推進室長、コンプライアンス・オフィサー、最高責任者が指名するもの
審議内容	サステナビリティに関する以下の事項についての審議 ・サステナビリティに関する経営方針及び目標の策定及び改廃 ・その他付随する事項
審議方法等	・定足数は、委員の３分の２とします。 ・取締役会に上程すべき事項の決定は、出席した委員の全会一致によるものとします。

（3）利益相反取引への取組み等

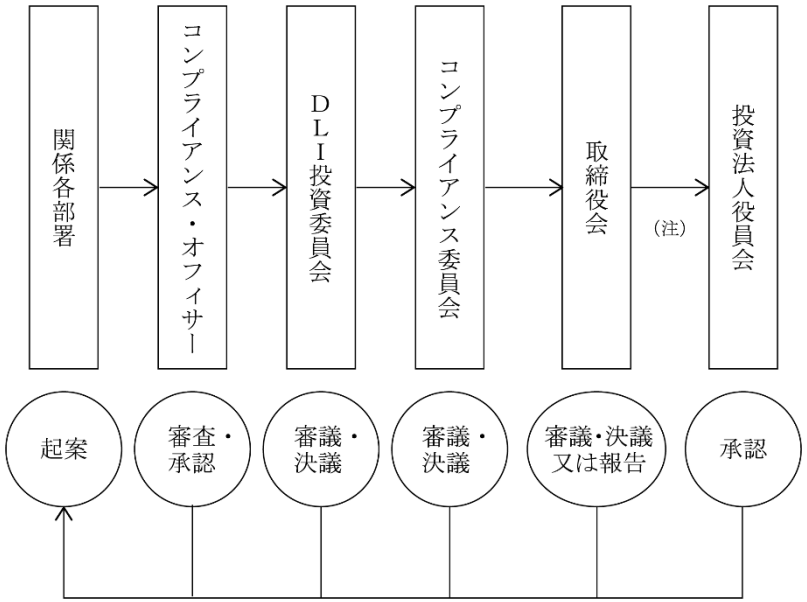
① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

（イ）投資運用の意思決定手続

資産運用会社は、規約に沿って、本投資法人から資産運用の一任を受けた投信法上の資産運用会社として、運用ガイドライン等を作成し、投資方針、資産の取得及び売却等に関する利害関係者との取引（「利益相反対策ルール」に定める取引）のルール、開示の方針等の投資運用に関する基本的な考え方について定めています。

また、資産運用会社は、運用ガイドラインに従い、資産管理計画を策定し、運用ガイドラインに定める投資方針及び利益相反対策ルールに従い、投資対象資産を選定し、その取得を決定します。本投資法人における投資運用に関する議案の作成・提出から決議までの意思決定フローは、以下のとおりです。

＜意思決定のフロー＞



（注）投信法上の利害関係人等との間で、不動産又は有価証券の取得若しくは譲渡又は貸借（以下「投信法上の利害関係人等取引」といいます。）を行う場合、一定の場合を除き、本投資法人の役員会の承認を受けなければなりません。詳細は（ロ）「ｅ．投資法人役員会の承認」をご参照下さい。

なお、議案は、コンプライアンス・オフィサーの審査、ＤＬＩ投資委員会、コンプライアンス委員会又は取締役会における審議の結果、承認されなかった場合、起案部署に差し戻されます。また、取締役会の審議・決議事項について、特別の利害関係を有する者は、当該審議・決議事項について議決権を行使することはできません。

（ロ）利益相反対策ルール

資産運用会社は、本投資法人をして、資産運用会社の投信法上の利害関係人等を含む利害関係者との間の取引を行わせる場合に遵守すべき事項を利益相反対策ルールに定めており、その概要は以下のとおりです。

ａ．法令等の遵守

資産運用会社は、金融商品取引業、その他関連する業務に関し、利益相反のおそれのある取引を行う場合には、金融商品取引法、投信法その他の関連諸法令及び利益相反対策ルールを遵守するものとします。

ｂ．利害関係者

利害関係者とは次の者をいいます。

（ａ）投信法に規定される利害関係人等

（ｂ）資産運用会社の発行済株式の100分の５以上を保有している株主及び資産運用会社の子会社

（ｃ）上記（ａ）又は（ｂ）に該当する者が過半の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている、又は上記（ａ）又は（ｂ）に該当する者の役職員が役員に就任している特別目的会社

（ｄ）資産運用会社、上記（ａ）又は（ｂ）に該当する者へ物件の取得、売却等に係るアセット・マネジメント業務を委託している顧客

ｃ．利害関係者との取引

以下に定める取引ごとに、以下のとおりの条件を定めています。

（ａ）運用資産の取得

利害関係者から運用資産を取得する場合の価格は、運用資産の種類に従い、以下の金額を上限とします。

ⅰ）不動産及び不動産信託受益権

不動産鑑定士（但し、利害関係者の役員又は使用人ではなく、かつ利害関係者と資本関係を有していない独立した者であることを要します。）による鑑定評価額。但し、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的にＳＰＣ等の組成を行うなどして負担した合理的かつ適正な費用が存する場合は、当該費用を鑑定評価額に加えた額を上限とします。

なお、取得価格には、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金及び信託収益並びに固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。

ⅱ）その他の資産

時価。但し、時価が算定できない場合には、資産運用会社から独立した専門家により算定された合理的な評価額とします。

（ｂ）運用資産の売却

利害関係者に対して運用資産を売却する場合の価格は、運用資産の種類に従い、以下の金額を下限とします。

ⅰ）不動産及び不動産信託受益権

不動産鑑定士（但し、利害関係者の役員又は使用人ではなく、かつ利害関係者と資本関係を有していない独立した者であることを要します。）による鑑定評価額。

ⅱ）その他の資産

時価。但し、時価が算定できない場合には、資産運用会社から独立した専門家により算定された合理的な評価額とします。

（ｃ）運用資産の賃貸

利害関係者に対して運用資産を賃貸する場合は、第三者作成のマーケットデータ又は意見書に基づき、市場相場及び同種の物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案して、適正な賃貸条件によらなければなりません。

（ｄ）運用資産に係るプロパティ・マネジメント業務の委託

利害関係者に対し、運用資産のプロパティ・マネジメント業務を委託する場合には、複数の業者からの見積を取得の上、当該業務受託の実績等を勘案した合理的な契約条件によらなければなりません。

（ｅ）運用資産の売買及び賃貸の媒介業務の委託

ⅰ）利害関係者が本投資法人の運用資産に係る売買の媒介を行った場合に、本投資法人から当該利害関係者に対して支払われる報酬は、売買価格の３％（消費税等相当額別）を上限として、売買価格、業務の難易度等を判断の上、合理的な金額によらなければなりません。

ⅱ）利害関係者が本投資法人の運用資産に係る賃貸の媒介を行った場合に、本投資法人から当該利害関係者に対して支払われる報酬は、契約賃料の１ヶ月分相当を上限として、契約賃料、業務の難易度等を判断の上、合理的な金額によらなければなりません。

（ｆ）運用資産に係る工事の発注

利害関係者に対し、運用資産に係る工事を発注する場合には、複数の業者からの見積を取得の上、工事の難易度、工事期間等を勘案した合理的な契約条件によらなければなりません。

ｄ．利害関係者との取引に関する手続

利害関係者との間で上記「ｃ．利害関係者との取引」を行う場合、社内規程の定めに従い、当該利害関係者との間の取引内容につき、１件当たりの契約金額（注）が１千万円を下回る場合を除いて、以下の手続を経るものとします。

（注）契約金額の基準につき、運用資産の賃貸については、当該賃貸借期間の合計金額を基準とします。

（ａ）担当部署は、利害関係者との取引の検討を行う場合、取引の種類に応じ、以下に定める書類を取締役会に提出します。

ⅰ）運用資産の取得又は売却

（不動産又は不動産信託受益権の場合）

不動産鑑定評価書

（それ以外の場合）

当該資産の時価を示す書類又は不動産鑑定評価書に準ずる書類

ⅱ）運用資産の賃貸

第三者作成のマーケットデータ又は意見書

iii)運用資産に係るプロパティ・マネジメント業務の委託

複数の業者からの見積書

iv)運用資産に係る工事の発注

複数の業者からの見積書

(b)利害関係者との取引に関する取締役会の承認手続に先立ち、コンプライアンス・オフィサーによる審査並びにＤＬＩ投資委員会及びコンプライアンス委員会での審議を経るものとします。

(c)全員出席の取締役会における全会一致の承認を得ることとします。なお、当該利害関係者の役職員を兼職している取締役は、当該審議において議決権を行使することができず、この行使することができない議決権は、出席した取締役の議決権には算入しないものとします。また、ＤＬＩ投資委員会及びコンプライアンス委員会の審議においても同様とします。

ｅ．投資法人役員会の承認

資産運用会社は、利益相反対策ルールにおいて、本投資法人のために、投信法上の利害関係人等との間で、投信法上の利害関係人等取引を行おうとするときは、上記ｄ．(a)乃至(c)の手続を経た後で、投信法上の利害関係人等取引に着手する前に、本投資法人役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとします。但し、当該取引が投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第245条の２第１項各号に掲げる取引に該当する場合は、この限りではありません。

なお、上記に基づき、資産運用会社が本投資法人の役員会の承認を求めた場合において、当該役員会が投信法上の利害関係人等取引を承認せず、資産運用会社に対してその中止又は内容の変更を指示した場合、資産運用会社は、内容の変更の指示を受けたものについては、内容の変更を行った後（但し、上記ｄ．(a)乃至(c)の手続を経る必要がある場合は、変更後の内容につき、当該手続を経た後）でなければ、再度、本投資法人の役員会にその承認を求めることができないものとします。また、本投資法人の役員会から当該取引の中止の指示を受けた場合、これを廃案にするものとします。

② 運用体制の採用理由

本投資法人のスポンサーは資産運用会社の親会社です。資産運用会社では利益相反取引から生じ得る投資主に対する不利益を防止するために、上記①のとおり厳格な運用体制を採用しています。取締役会は、上記①（イ）投資運用の意思決定手続　＜意思決定のフロー＞のとおり最終的な意思決定機関と位置づけられていますが、定められた意思決定フローを経ることにより適正な承認等を行っております。なお、投信法上の利害関係人等取引を行う場合には、①（ロ）「ｅ．投資法人役員会の承認」記載のとおり、本投資法人の役員会の承認を受けなければなりません。

（イ）コンプライアンス委員会の外部委員について

コンプライアンス委員会には、外部から招聘したコンプライアンスに精通した社外専門家が参加しており、これにより一定の外部牽制機能を確保しています。

コンプライアンス委員会の定足数は、委員全員を原則とし、コンプライアンス・オフィサーがやむを得ない事情があると判断する場合にのみ、議決権者の３分の２とすること、但し、コンプライアンス・オフィサー及び最低１名のコンプライアンスに精通した社外専門家は必ず出席することとしています。

また、決議は、出席した議決権者の全会一致によるものとします。

氏　名	略　歴	兼職等
小川　雅義	1998年１月　税理士登録（東京税理士会） 小川雅義税理士事務所　開設 2000年６月　有限会社ブライト・ブリッジ・ブレインズ（現 株式会社ブリッジ総合会計事務所）　代表取締役（現任） 2002年４月　ブリッジ税理士法人　代表社員（現任）	（兼任・兼職の状況） 左記 （スポンサー企業との関係） 該当ありません。
柳田　直樹	1987年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 柳田野村法律事務所（現 柳田国際法律事務所）　入所（現任） 1995年５月　ハーバード・ロー・スクール修士課程（LL.M.）修了 2019年８月　株式会社クスリのアオキホールディングス　社外取締役（現任）	（兼任・兼職の状況） 左記 （スポンサー企業との関係） 該当ありません。

（ロ）コンプライアンス・オフィサーについて

コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンスの統括者として、他部門に対する社内牽制機能の実効性を確保しています。

コンプライアンス・オフィサーの役割の詳細は１.基本情報（１）「コンプライアンスに関する基本方針」をご参照下さい。

氏　名	略　歴	兼職等
眞﨑　泰輔	1992年４月　大和証券株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）　入社 2005年６月　大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社） 債券営業部 2008年４月　同社　金融市場営業第一部 2009年10月　同社　債券部 2011年６月　大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（現 大和証券株式会社）デット・シンジケート部 2016年４月　大和証券株式会社　コンプライアンス部 兼 株式会社大和証券グループ本社　コンプライアンス部 2022年４月　大和証券リアルティ株式会社　出向 同社　コンプライアンス・オフィサー 2023年10月　大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社　出向 同社　コンプライアンス・オフィサー 兼 リスク管理・コンプライアンス部長（現任）	（兼任・兼職の状況） 該当ありません。 （出向の状況） 大和証券株式会社より出向。

３．スポンサー関係者等との取引等

（１）利害関係人等との取引等

①　売買取引

区分	売買金額等（注２）	
	買付額等	売付額等
総額	14,227百万円	21,212百万円
利害関係人等との取引状況の内訳		
大和証券リアルティ株式会社	5,417百万円　(38.1%)	－百万円　(－%)

②　賃貸借取引

賃借人の名称	物件名称	賃貸事業収入(百万円)
株式会社大和証券グループ本社	グランカーサ板橋本町　他11物件	30
グッドタイムリビング株式会社	グッドタイム　リビング　センター南・プラテシア　センター南　他19物件	1,267
株式会社大和総研	プロスペクト渋谷道玄坂　他１物件	3
株式会社あおぞら銀行	グランカーサ溝の口	1

③　支払手数料等の金額

該当事項はありません。

（注１）利害関係人等とは、投信法第201条第１項及び一般社団法人資産運用業協会の投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第26条第１項第27号に規定される利害関係人等（以下「利害関係人等」といいます。なお、「利害関係人等」には金融商品取引法第29条の４第２項に定義される資産運用会社の主要株主を含みます。）をいい、このうち当期に取引実績のある相手先について上記の通り記載しています。

（注２）「売買金額等」は、取得及び譲渡に要した諸経費、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を含んでいません。

（2）物件取得者等の状況

※　①会社名・氏名　②特別な利害関係にある者との関係　③取得経緯・理由等　④取得価格　⑤取得時期　⑥本投資法人が支払ったウェアハウジング費用等

物件名 (所在地)	投資法人	前所有者等	前々所有者等	前々々所有者等
グランカーサ横濱石川町 （神奈川県横浜市中区長者町一丁目２番地１）	③本物件は、本投資法人規約に定める資産運用の基本方針及び本投資法人の運用方針に適合した居住用施設です。本物件の希少性や収益性を評価するとともに、本物件の取得価格は鑑定評価額を下回っていることから、本投資法人のスポンサーである大和証券グループ本社の100%子会社から本物件を取得することは妥当なものと考えております。	①大和証券リアルティ株式会社 ②資産運用会社の兄弟会社 ③投資運用目的で取得	特別な利害関係にある者以外	―
	④4,337 百万円	④⑥前所有者が１年を超えて所有していたため記載を省略しております。	―	―
	⑤2025 年 12 月	⑤2024 年３月	―	―
グランカーサ川崎生田 （神奈川県川崎市多摩区西生田三丁目17番７号）	③本物件は、本投資法人規約に定める資産運用の基本方針及び本投資法人の運用方針に適合した居住用施設です。本物件の希少性や収益性を評価するとともに、本物件の取得価格は鑑定評価額を下回っていることから、本投資法人のスポンサーである大和証券グループ本社の100%子会社から本物件を取得することは妥当なものと考えております。	①大和証券リアルティ株式会社 ②資産運用会社の兄弟会社 ③投資運用目的で取得	特別な利害関係にある者以外	―

	④1,080 百万円	④⑥前所有者が１年を超えて所有していたため記載を省略しております。	―	―
	⑤2025 年 12 月	⑤2023 年９月	―	―

4. その他

（1）不動産鑑定機関の選定方針及び概要(2026 年３月 31 日現在)

① 選定方針

不動産鑑定機関の選定にあたっては、資産運用会社の外部委託先管理マニュアルに定める鑑定評価会社選定基準に則り、当該機関の取扱実績等を重視して選定しています。

② 概要

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
サテラ北 34 条 スカイヒルズ N15 グランカーサ仙台晩翠通 グランカーサ広瀬通 グランカーサ一番町 willDo 横浜南 カレッジスクエア東久留米 カレッジスクエア茗荷谷 カレッジスクエア木場 カレッジスクエア錦糸町 カレッジスクエア早稲田 ガーラプレイス新宿御苑 グランカーサ浅草 グランカーサ新宿御苑 グランカーサ日本橋浜町 グランカーサ上野池之端 グランカーサ住吉 グランカーサ上野入谷 グランカーサ蔵前 グランカーサ清澄白河 グランカーサ両国イースト グランカーサ錦糸町 グランカーサ大島 グランカーサ行徳 グランカーサ大和 グランカーサ市川国府台 グランカーサ横濱石川町	株式会社谷澤総合鑑定所	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	100 名	上記選定方針に基づき、選定したものです。

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
グランカーサ横浜磯子 グランカーサ錦糸町Ⅱ willDo 勝川 さくら Hills リバーサイド WEST さくら Hills リバーサイド EAST さくら Hills 名駅 NORTH グランカーサ千代田 willDo 今福西 willDo 塚本 willDo 難波 wⅡ willDo 難波 w Ⅰ willDo 南森町 willDo 新大阪 プロスペクト中之島 グランシス江坂 セレニテ新大阪弐番館 グランカーサ梅田北 ルネ日本橋アネーロ セレニテ梅田ルフレ グランカーサ難波元町 グランカーサ緑地公園 グランカーサ新大阪 SOUTH セレニテ日本橋プリエ グランカーサ天王寺 EAST セレニテ難波プリエ エルプレイス江坂Ⅱ プレジオ難波 セレニテ本町東リアン グランカーサ京都駅前 セレニテ日本橋ミラク グランカーサ高井田 グランカーサ渡辺通 グランカーサ裏参道 セレーノ大宮 すずらん館 プロフィットリンク竹ノ塚				

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
ドリームハイツ グリーンヒルズ飛鳥山 王子ハイツ 阪上ロイヤルハイツ第二 リーベスト西千葉 リーベスト東中山 グリーンヒルズ芦花 ロフティー平井 プロスペクト日本橋小網町 パークテラス恵比寿 プロスペクト恩賜公園 BELNOS34 プロスペクト川崎 プロスペクト浦和常盤 グランカーサ文京千石 グランカーサ藤沢 グランカーサ南千住 グランカーサ両国ヴェルデ グランカーサ王子Ⅱ グランカーサ川崎生田 willDo 黒川 リエトコート丸の内 グランカーサ上前津 さくら Hills 富士見 ラ・ヴィータ日本橋 SOMPO ケア　ラヴィーレ衣笠山公園 スーパー・コート JR 奈良駅前 ラ・ナシカあらこがわ そんぽの家　西田辺駅前 AIP 勝どき駅前ビル あいらの杜　東大船 あいらの杜　石神井公園 グッドタイムリビング大阪ベイ サニーライフ芝浦 ライブラリ練馬谷原 ライブラリ志村坂上				

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
グランカーサ南6条 カレッジスクエア北池袋 カレッジスクエア東武練馬 カレッジスクエア赤塚 カレッジスクエア早稲田Ⅱ カレッジスクエア新小岩 レキシントン・スクエア新宿御苑 プロスペクト門前仲町 プロスペクト荻窪 エクセリア池袋WESTⅡ プロスペクト武蔵新城 プロスペクト中央林間 グランカーサ六本木 グランカーサ南青山 ストーリア神宮前 グランカーサ浦安 グランカーサ大森海岸 グランカーサ板橋EAST グランカーサ曳舟 グランカーサ王子 グランカーサ板橋本町 グランカーサ上野 グランカーサ江戸川橋 グランカーサ三ノ輪Ⅱ グランカーサ四谷 グランカーサ三ノ輪Ⅲ グランカーサさいたま新都心 グランカーサ川口並木 willDo 浜崎通 プロスペクト下鴨 プロスペクト河原町五条 THE パームス代々木上原コスモテラス サンテラス代々木上原 プロスペクト初台 プロスペクト森下 デイム橋本	大和不動産鑑定株式会社	〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号	134名	上記選定方針に基づき、選定したものです。

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
グランカーサ新小岩 グランカーサ両国壱番館 グランカーサ両国弐番館 グランカーサ北浦和 グランカーサ溝の口 グランカーサ日暮里 チャームスイート緑地公園 SOMPOケア ラヴィーレ相模原中央 さわやかはーとらいふ西京極 グッドタイム リビング センター南・プラテシア センター南 グッドタイム リビング 千葉みなと／海岸通・プラテシア 千葉みなと グッドタイム リビング 横浜都筑 グッドタイム リビング 亀戸 グッドタイム リビング 千葉みなと／駅前通 グッドタイム リビング 泉北泉ヶ丘 グッドタイム リビング 池田緑丘 グッドタイム リビング 長津田みなみ台 グッドタイム リビング 埼玉蓮田 グッドタイム リビング 尼崎駅前 アルファリビング岡山西川緑道公園 アルファリビング高松駅前 アルファリビング高松百間町				
アルファタワー札幌南4条 クレジデンス札幌・南4条 グランカーサ永山公園通 グランカーサ南 11 条 willDo 清澄 VISTAシュプリーム ジョイ尾山台 willDo 大塚 東信松涛マンション ハーモニー上北沢 willDo 南浦和	一般財団法人日本不動産研究所	〒105-8485 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	284 名	上記選定方針に基づき、選定したものです。

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
プロスペクト日本橋本町 メゾン・ド・ヴィレ高輪魚らん坂 六本木ライズハウス TKフラッツ渋谷 メゾン・ド・ヴィレ中目黒 プロスペクトKALON三ノ輪 プロスペクト東雲橋 プロスペクト大森海岸 フレグランス川崎 ジョイスコート リエトコート四谷 リエトコート元赤坂 グランカーサ銀座イースト グランカーサ三ノ輪 グランカーサ本駒込 グランカーサ馬込Ⅰ グランカーサ門前仲町 グランカーサ馬込Ⅱ グランカーサ田端 グランカーサ三ノ輪Ⅳ グランカーサ東中野 グランカーサ綾瀬 グランカーサ住吉Ⅱ willDo 金山正木 willDo 市岡 willDo 海老江 willDo 谷町 willDo 松屋町 willDo 三宮イースト willDo 九条 プロスペクト豊中服部 セレニテ甲子園 プレジオ都島 セレニテ本町グランデ グランシス天満橋 デイグラン鶴見				

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
HS 梅田 EAST セレニテ梅田 EST セレニテ夕陽丘 EST willDo 中洲 ルネッサンス 21 博多 グランパーク天神 グランカーサ北3条 知事公館前タワーレジデンス プロスペクト渋谷道玄坂 プロスペクト・グラーサ広尾 プロスペクト西巣鴨 プロスペクト町屋 プロスペクト清澄庭園 グラーナ上野 ザ・レジデンス本牧横浜ベイサイド リエトコート浅草橋 グランカーサ蒲田ウエスト willDo 西明石 クラウンハイム西田辺 イリーゼ狛江・別邸 プレザングラン南雪谷 あいらの杜　江戸川篠崎 グッドタイムリビング千里ひなたが丘 グッドタイムリビングなかもず グッドタイムリビング香里ヶ丘 グッドタイムリビング御影 グッドタイムリビング尼崎新都心 グッドタイムリビング南千里 グッドタイムリビング神戸垂水 グッドタイムリビング流山壱番舘 グッドタイムリビング流山弐番舘 SOMPOケア ラヴィーレ広島光が丘 さわやか鳴水館				
サニーライフ日吉	JLL 森井鑑定株式会社	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号	69 名	上記選定方針に基づき、選定したものです。

（2）エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針及び概要

① 選定方針

エンジニアリング・レポート作成機関の選定にあたっては、資産運用会社の外部委託先管理マニュアルに定めるエンジニアリング・レポート作成会社選定基準に則り、当該機関の取扱実績等を重視して選定しています。

なお、複数の物件を同時期に取得する際には、短期間による業務受託量、又は対象地域、対象不動産における精通度を勘案の上、複数の作成機関を利用しています。

② 概要

第40期に取得した８物件については、以下のとおりです。

物件名称	エンジニアリング・レポート作成機関の概要			
	名 称	住 所	事業内容	選定理由
グランカーサ蒲田ウエスト グランカーサ横濱石川町 グランカーサ川崎生田 グランカーサ広瀬通 グランカーサ一番町 グランカーサ住吉Ⅱ	大和不動産鑑定株式会社	〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号	不動産鑑定業、リスクコンサルティング業	上記選定方針に基づき、選定したものです。
グランカーサ横浜磯子 グランカーサ錦糸町Ⅱ	東京海上ディーアール株式会社	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号	リスクコンサルティング業	上記選定方針に基づき、選定したものです。

（3）その他利益相反の可能性のある取引

該当事項はありません。

（4）ＩＲに関する活動状況

① ＩＲ活動方針

本投資法人の運用業務に際して、投信法、金融商品取引法等法定開示事項とともに、株式会社東京証券取引所及び一般社団法人資産運用業協会が定める事項を開示するだけではなく、投資主に対して重要かつ有用な情報開示をできる限り行うことにより、資産運用についてのアカウンタビリティを十分果たすよう努めていきます。

② アナリスト・機関投資家向け決算説明会を実施

アナリスト・機関投資家向けに決算期ごとに説明会を開催し（５・11月）、資産運用会社の取締役等が決算報告と事業概要を報告しています。

③ 国内外機関投資家向けＩＲ活動・個人投資家向け説明会等を実施

国内外の機関投資家向けに、対面、オンライン面談及び電話会議によってＩＲ活動を実施しています。また、投資家層の裾野拡大のため、随時個人投資家向けセミナ

一等を実施しています。

④　ＩＲ資料のウェブサイト掲載

ウェブサイト（https://www.daiwa-securities-living.co.jp）に有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、資産運用報告書、プレスリリース等の投資家向け情報を掲載しています。

⑤　ＩＲ活動体制

資産運用会社において、情報開示についてはポートフォリオ戦略部が担当し、本投資法人の情報取扱責任者はポートフォリオ戦略部長となっています。人員は29名です。

（5）反社会的勢力排除に向けた体制整備

資産運用会社は、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則とし、反社会的勢力との関係遮断に関する規程及びコンプライアンス・マニュアルの中で反社会的勢力との関係遮断を定め、同時にその具体的な行動指針として外部委託先管理マニュアル、反社会的勢力対策マニュアルを定めており、資産運用会社及び本投資法人の取引の相手方が反社会的勢力でないことを調査・確認することとしています。

以　上